まもる、つなぐ、ふるさとの環境

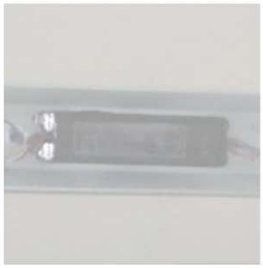
資料２

令和８年度 廃棄物適正処理・リサイクル推進研修会（基礎編）

PCB廃棄物（PCB特別措置法）について







説明内容

１．PCBについて

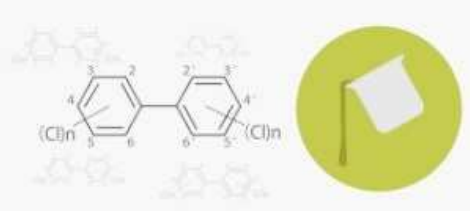
２．PCB廃棄物処理制度について

３．その他（参考情報）

PCBとは？

- **ポリ塩化ビフェニル**の略称
 (**P**oly **C**hlorinated **B**iphenyl)
- 人工的に作られた主に油状の化学物質
- 電気を通しにくい、燃えにくい、
 水に溶けにくい、沸点が高いなどの特性

- 有害性が社会問題化
 (1968年のカネミ油症事件等)
- 現在は製造、輸入ともに禁止



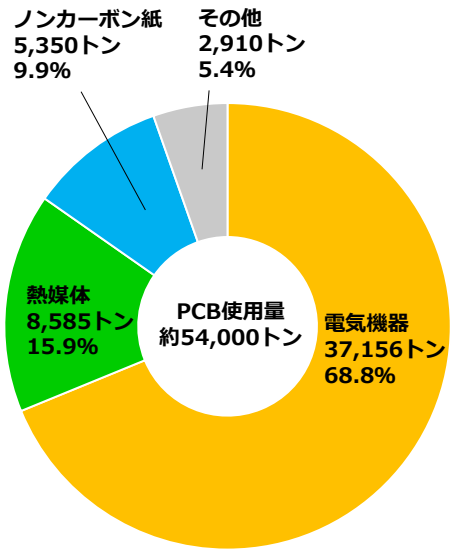
人工的に作られた、主に油状の化学物質



1972年(昭和47年)の行政指導(通産省)により製造中止、回収等の指示

PCBの用途等

用　途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル･病院･工場･鉄道車両･船舶等の変圧器
	コンデンサー用	変電所等の電力用コンデンサー、蛍光灯の安定器･テレビ･電子レンジ等の家電用コンデンサー 直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー、医療用Ｘ線装置用コンデンサー
熱媒体(加熱用、冷却用)		各種化学工業･食品工業･合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油余熱集中暖房、パネルヒーター
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙(溶媒)、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆･絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス･アスファルトに混合
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、建築用シーリング材 陶器･ガラス器の彩色、農業の効力延長剤



出典：PCB廃棄物処理に関する経緯と現状（環境省）

PCBが使用されている電気機器等

変圧器・コンデンサー等

高圧変圧器、柱上変圧器、コンデンサー、リアクトル、
放電コイル、計器用変成器、サージアブソーバー、
開閉器、遮断器、整流器、ＯＦケーブル等


高圧変圧器



コンデンサー


柱上変圧器

安　定　器　等

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等

業務用蛍光灯



器具カバーを外す



水銀灯



壁等の収納箱内



安定器

注意！

PCBを含有するコンデンサーが組み込まれている可能性のある機器

- 医療用Ｘ線発生装置
- 工業用Ｘ線検査装置
- 溶接機
- 昇降機（エレベーター／エスカレーター）制御盤


Ｘ線機器


溶接機


溶接機内に組み込まれたコンデンサー

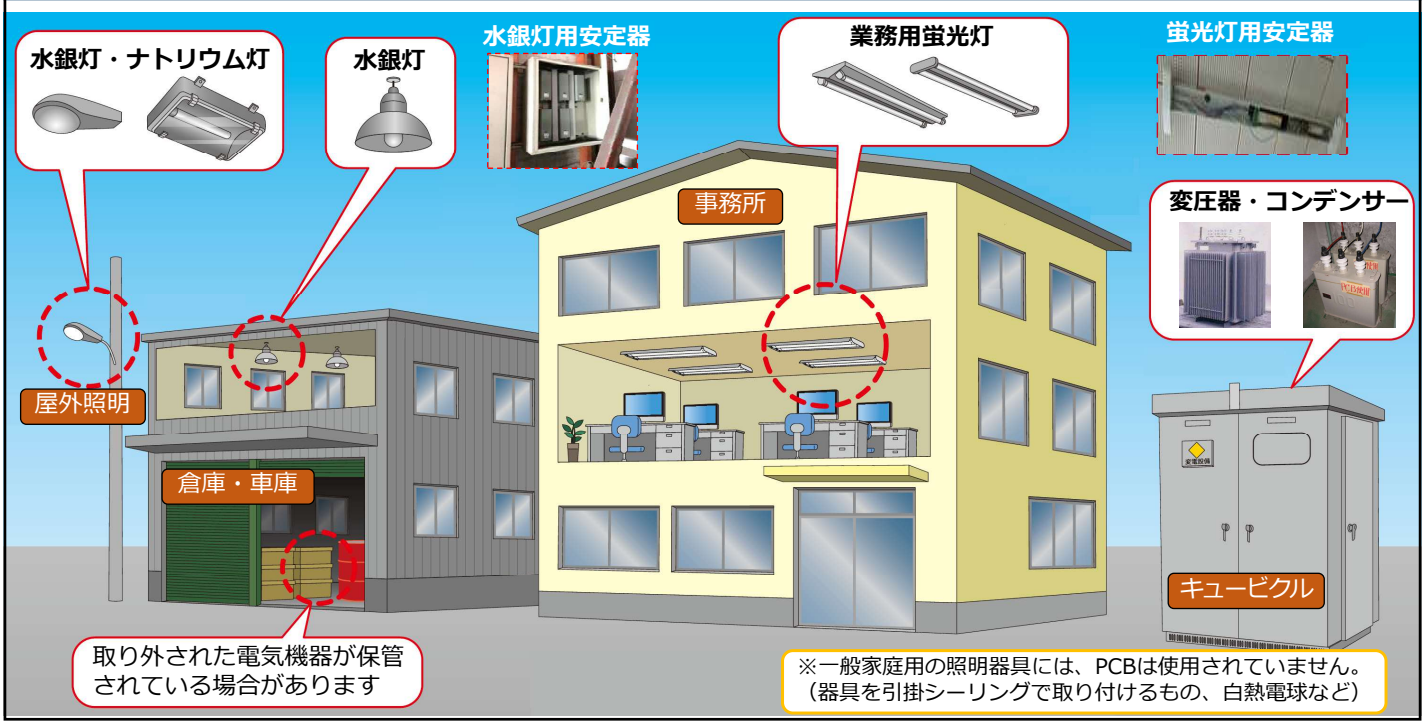
注意！

低圧進相コンデンサー

モーターで稼働する機器や冷凍設備等の力率向上のために配電盤や壁面に設置される小型のコンデンサー。



電気機器等が使用されている場所の例



説明内容

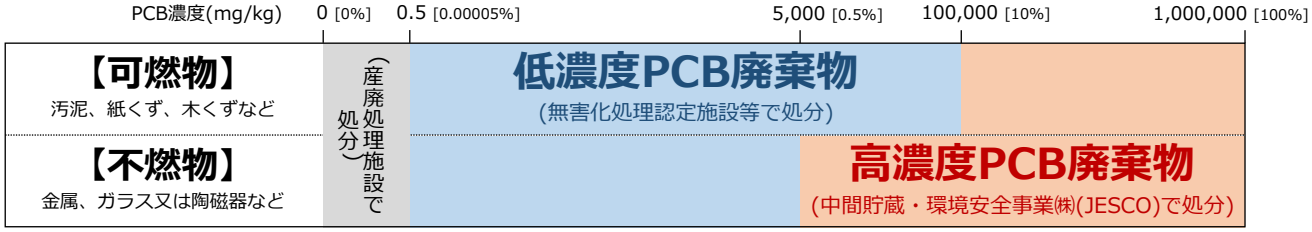
1．PCBについて

2．PCB廃棄物処理制度について

3．その他（参考情報）

PCB廃棄物の濃度区分

★ PCB廃棄物は、その濃度に応じて「高濃度」と「低濃度」に分類



機器の種類	高濃度PCB含有機器の製造時期	低濃度PCB含有疑い機器の製造時期
変圧器 	1953年(S28)～1972年(S47)	～1993年(H5) ※富士電機の一部機器は～1994年(H6)。 ※絶縁油の交換や継足しが行われている場合は、上記以外の製造時期の機器も含む。
コンデンサー (非自家用電気工作物の低圧コンデンサー含む) 	1953年(S28)～1972年(S47)	～1990年(H2) ※ニチコンの一部機器は～2004年(H16)３月。 ※東芝の一部機器は～2004年(H16)。
蛍光灯安定器、水銀灯安定器  	1957年(S32)～1972年(S47)８月	なし ※1972年(S47)９月以降に製造された東芝及び日立の一部機器については、微量PCBの混入の可能性が否定できない。 (現在、環境省で処分方法を検討中。処分方法が確定するまで保管。)

※型式によっては、上記製造時期の機器であっても、PCBが含まれていないものもあります。詳細はメーカーホームページ等で御確認ください。

PCB廃棄物の処分期限

PCBの濃度区分	種　類	処分期限	処 分 先
高濃度※	変圧器・コンデンサー等	令和4年３月31日【終了】	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO） 【令和８年３月末で処分事業終了】
	安定器・汚染物等	令和５年３月31日【終了】	
低濃度	**全て**	**令和９年３月31日**	無害化処理認定施設等

※高濃度PCB廃棄物の処分期限は北海道事業エリアのものを記載。高濃度PCB廃棄物は処分期限終了後もJESCOで受入処分を継続していたが、**令和８年３月末をもってJESCOでの処分事業は終了。**

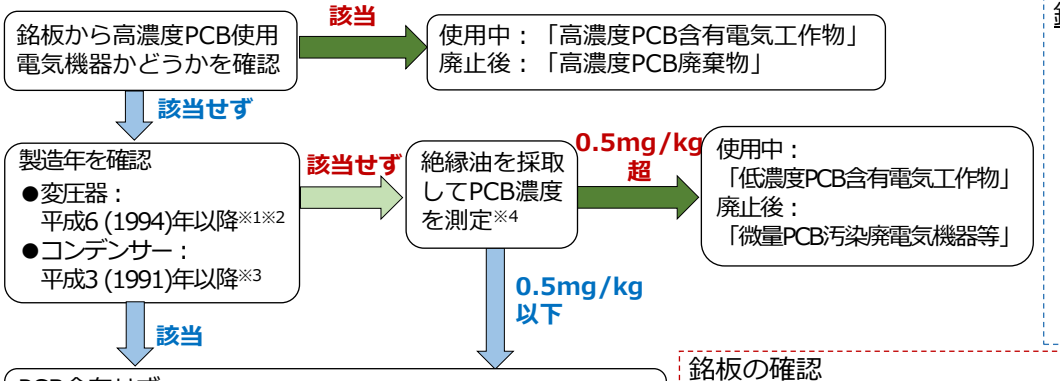
⚠注意⚠

高濃度PCB廃棄物は、JESCO事業終了により、国内で処分できる施設がなくなりました。

現在、環境省がJESCOに代わる処分方法について検討しておりますが、処分方法が確立されるまでの間、適正に保管する必要があります。

高濃度PCB使用製品・高濃度PCB廃棄物を新たに発見した場合は、速やかに県（保管場所が中核市（青森市、八戸市）の場合は中核市）に連絡してください。

電気機器（変圧器・コンデンサー等）のPCB含有の有無の判別方法



銘板の例



高圧変圧器　高圧コンデンサー

※１　変圧器については、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないこと

※２　富士電機製の一部の機器については、平成6年までに出荷された機器にPCB汚染の可能性が残る

※３　ニチコン製のコンデンサー及び東芝製の一部の高圧コンデンサーについては、平成３年以降のものでPCB汚染の報告がある

※４コンデンサーなどの封じ切りの機器では、絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるので注意（採油せずに低濃度PCB廃棄物とみなして処分することも可能）

銘板の確認

- 製造年
 昭和28(1953)～昭和47 (1972)年に製造された機器に高濃度PCB使用の可能性あり
- 型式等
 ・「不燃性油」、「不燃性絶縁油」、「AF式」、「DF式」
 ・電機メーカーの絶縁油ブランド名称
 「シバノール」、「ダイヤクロール」、「ヒタフネン」等
- 各電機メーカーがHPに型式等による判別情報を公開
- 一般社団法人日本電機工業会(JEMA) HP
 http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

電気機器（変圧器・コンデンサー等）のPCB含有の有無の判別方法

銘板から高濃度PCB使用電気機器かどうかを確認

該当

使用中：「高濃度PCB含有電気工作物」
廃止後：「高濃度PCB廃棄物」

使用中の電気機器の場合、感電のおそれがあります！

必ず電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に依頼し、定期点検などの機会を捉えて調査してください。

該当

以下

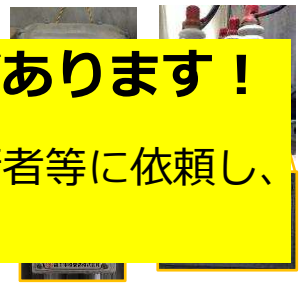
機器の型式によってはPCB不含有の場合もあります！

低濃度PCB含有疑い機器がある場合は、まずはメーカーに確認してください。

※3　ニチコン製のコンデンサー及び東芝製の一部の高圧コンデンサーについては、平成３年以降のものでPCB汚染の報告がある

※4 コンデンサーなどの封じ切りの機器では、絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるので注意（採油せずに低濃度PCB廃棄物とみなして処分することも可能）

銘板の例



高圧変圧器　高圧コンデンサー

・電機メーカーの絶縁油ブランド名称
「シバノール」、「ダイヤクロール」、「ヒタフネン」等

- 各電機メーカーがHPに型式等による判別情報を公開
- 一般社団法人日本電機工業会(JEMA) HP
 http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

PCB特別措置法の概要

【正式名称】
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

【施　行】
平成13年７月（最終改正：令和８年７月）

【法律の主な規定】

- **事業者の責務**（第３条）
 - **保管事業者**(事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者)
 ⇒ 自らの責任において、確実かつ適正にPCB廃棄物を処理
 - **所有事業者**(PCB使用製品を所有する事業者)
 ⇒ 使用中の製品について、確実に製品を廃棄、又は製品からPCBを除去
- **保管等の届出、保管場所の変更の制限**（第８条）
 ⇒ 保管事業者等は、毎年度、都道府県市に対し、保管や処分の状況を届出
 ⇒ PCB廃棄物の保管場所は、法令に定める場合を除き、変更してはならない
- **期間内の処分**（第10条）
 ⇒ 政令で定める期限内の処分を規定
- **譲渡し、譲受けの制限**（第17条）
 ⇒ PCB廃棄物の譲渡し・譲受けは原則禁止

PCB廃棄物は廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当する。
PCB特別措置法に記載がない事項については、廃棄物処理法に従う。

PCB特別措置法に基づく届出

届出の種類	届出が必要な場合	届出義務者	届出時期
保管及び処分状況等の届出【様式第１号⑴】	①前年度１年間でPCB廃棄物等を保管した場合〔PCB廃棄物等の保管･所有が新たに判明した場合〕 ②前年度１年間でPCB廃棄物を処分した場合	PCB廃棄物の保管事業者	毎年度６月30日まで （新たにPCBの保管等が判明した場合は速やかに）
保管場所の変更の届出【様式第２号】	PCB廃棄物等の保管等の場所を変更した場合※1 ※2	PCB廃棄物の保管事業者	保管場所を変更した日から10日以内
処分終了又は廃棄終了の届出【様式第４号】	①全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた場合 ②全ての低濃度PCB廃棄物の処分を終えた場合	PCB廃棄物の保管事業者	処分を終了した日から20日以内
承継の届出【様式第７号】	相続、合併又は分割によりPCB廃棄物を保管することとなった場合	相続、合併又は分割によりPCB廃棄物を保管することとなった者	承継があった日から30日以内

【届出の様式は、県(青森市･八戸市)ホームページからダウンロード可能】

※１　高濃度PCB廃棄物については、同一の事業エリア内で保管場所を変更する場合に限る
（事業エリアを越えて変更する場合は、環境大臣の確認必要）
※２　変更前後の保管等の場所を管轄する都道府県・政令市それぞれに届出書を提出

＊以上のほか、PCBを含有する電気機器(自家用電気工作物)を使用している場合は、電気事業法(電気関係報告規則)に基づき、経済産業省への届出が必要

PCB特別措置法に基づく届出（県内の届出先）

保管場所の所在地	届　出　先
東津軽郡 上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）	**青森環境管理事務所** 〒038-0031　青森市大字三内字丸山198－４（青森県運転免許センター２Ｆ） TEL　017-763-5292　　FAX　017-763-5782
弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市 中津軽郡、南津軽郡、西津軽郡、北津軽郡	**弘前環境管理事務所** 〒036-8345　弘前市大字蔵主町４（弘前合同庁舎１Ｆ） TEL　0172-31-1900　　FAX　0172-38-5318
十和田市、三沢市 上北郡（七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町） 三戸郡	**八戸環境管理事務所** 〒039-1101　八戸市大字尻内町字鴨田７（八戸合同庁舎2F） TEL　0178-27-5111(代)　　FAX　0178-27-1922
むつ市 下北郡	**むつ環境管理事務所** 〒035-0073　むつ市中央１－１－８（むつ合同庁舎新館1F） TEL　0175-33-1900　　FAX　0175-23-1853
青森市	**青森市環境部廃棄物・リサイクル課** 〒030-0801　青森市新町１－３－７（青森市役所駅前庁舎3F） TEL　017-718-1086　　FAX　017-718-1187
八戸市	**八戸市市民環境部環境保全課** 〒031-8686　八戸市内丸１－１－１（市庁別館6F） TEL　0178-51-6195　　FAX　0178-47-0722

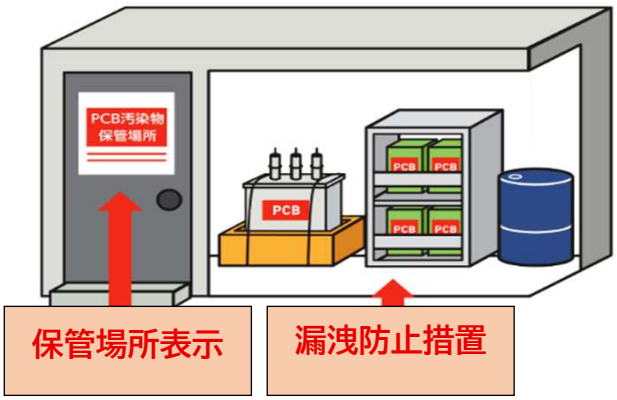
PCB廃棄物の保管

- 濃度にかかわらず「**特別管理産業廃棄物**」に該当
- 廃棄物処理法に定める「**特別管理産業廃棄物保管基準**」が適用
- 事業場ごとに「**特別管理産業廃棄物管理責任者**」の設置が必要

保管基準

- **周囲に囲い**を設置
- 見やすい箇所に次の事項を記載した**掲示板(縦×横　各60㎝以上)**を設置
 - 特別管理産業廃棄物の保管場所であること
 - 保管する廃棄物の種類
 - 保管場所の管理者の氏名
- **飛散、流出、地下浸透、悪臭防止**措置
- **他の物が混入しないよう**に仕切りの設置
- 容器に入れ密封するなど**揮発防止**措置
- **高温にさらされない**ために必要な措置
- **腐食防止**措置

保管の例



PCB廃棄物の運搬

- 保管事業者が**自ら運搬しない場合は「廃PCB等」「PCB汚染物」の収集運搬に関する許可を受けた特別管理産業廃棄物収集運搬業者に運搬を委託**

委託に当たっては、委託基準を遵守

収集運搬基準の例

- 飛散、流出防止
- 悪臭、騒音、振動発生防止
- 適切な(生活環境保全上支障が生じない)施設
- 車体の両側面に所定の事項を表示
- 必要事項を記載した書面を運搬車に備付け
- 他の物と混合しないよう仕切りを設ける等
- 運搬容器を使用（密閉できる･収納しやすい･損傷しにくい）

委託基準の例

- 委託する廃棄物に係る許可を有する業者に委託
- 事前に委託業者に文書通知
- 許可業者と書面による契約
 （契約書には法定事項を記載、契約書は終了後５年間保存、等）

◆ **無許可業者に収集運搬を委託**した場合の罰則
⇒**５年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金**または**これらの併科**（**両罰規定**あり）

◆ 委託契約の手続等に不備があった場合の罰則
⇒３年以下の拘禁刑もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科（両罰規定あり）

低濃度PCB廃棄物の処分

環境大臣の認定を受けた無害化処理施設又は**都道府県知事等の許可を受けた者が設置する施設**で処理

環境大臣の認定を受けた無害化処理施設（R8.6.1現在）

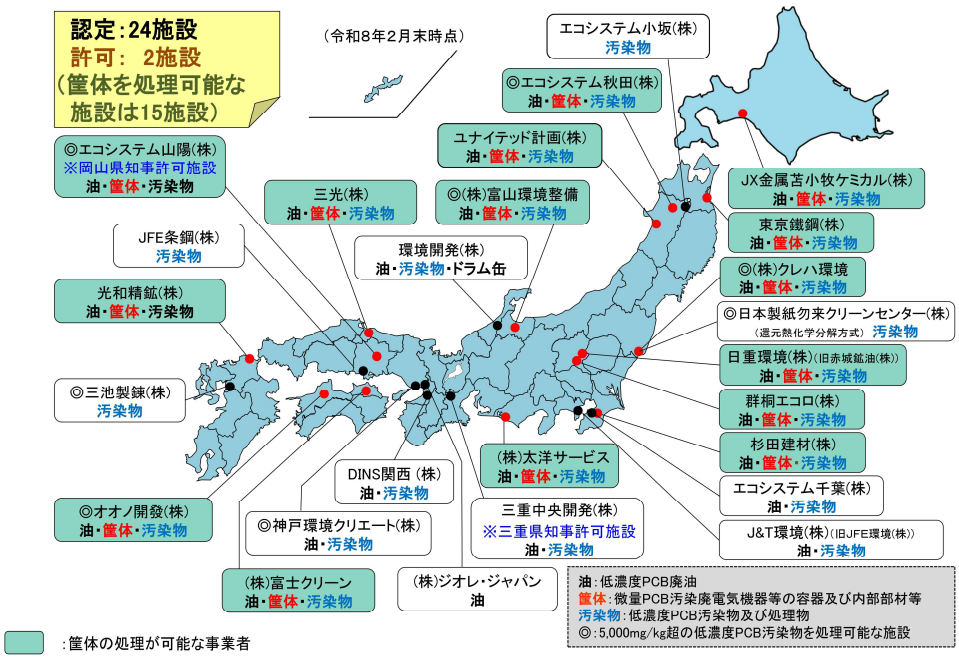
- 全国に３0か所
- 本県内には東京鐵鋼株式会社（八戸市）の１か所のみ
- 近隣では秋田県内に３か所

都道府県知事等の許可を受けた者が設置する施設（R8.6.1現在）

- 全国に２か所
- 本県含む東北地方には無し

※低濃度ＰＣＢ廃棄物の処分費用については、処理業者ごとに異なるため、詳細は直接処理業者へ

【参考】低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設（焼却方式等）



出典：第39回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会（環境省資料）

処分期限までに処分しなかった場合

➢改善命令

保管事業者が処分期限までにPCB廃棄物を処分しない場合、環境大臣又は都道府県知事・政令市の長は、処分その他必要な措置を命ずることが可能

◆改善命令違反の罰則
⇒３年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金またはこれらの併科
（**両罰規定**あり）

ま と め

- PCB廃棄物は、**期限までの処分が法律で義務付け**

濃度区分	種　類	処分期限
高濃度	変圧器・コンデンサー等	令和４年３月31日【終了】
	安定器・汚染物等	令和５年３月31日【終了】
低濃度	**全て**	**令和９年３月31日**

- 処分期限を過ぎてもPCB廃棄物を処分しない場合、**改善命令**の対象
- 高濃度PCB廃棄物は**JESCOに代わる新たな処分方法が確立されるまで適正保管**

職場に戻ったら事業場内を**再度確認**！
万が一**高濃度PCB使用製品・高濃度PCB廃棄物が見つかった場合は速やかに県や市に連絡**を！

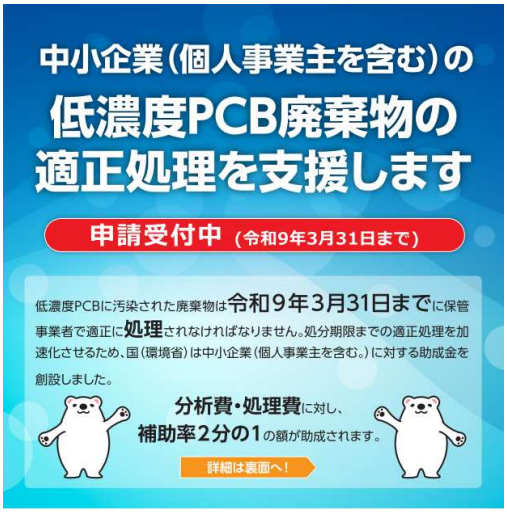
説明内容

1．PCBについて

2．PCB廃棄物処理制度について

3．その他（参考情報）

【参考】低濃度PCB廃棄物適正処理支援



【問い合わせ先】
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度 PCB 助成金コールセンター
TEL：0120-427442
受付時間　月～金　10 時～12 時 /13 時～17 時（祝日年末年始を除く。）
mail:joseikin@sanpainet.or.jp
URL:https://www.sanpainet.or.jp/joseikin

➢助成対象経費

分析費、収集運搬費、漏えい防止措置費、処分費について
最大1/2の費用を助成

➢助成までの流れ



➢留意事項

・交付決定通知前に実施したものは助成対象外
・予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付が停止

【参考】PCB廃棄物等の発見事例

➢ **高濃度PCB廃棄物発見事例（R6.8.21 環境省）**

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/files/kounoudoPCB.pdf

➢ **低濃度PCB汚染機器等発見事例（R6.3.29 環境省）**

https://www.env.go.jp/content/000212755.pdf

Change The Blue.
－ 挑戦を支え、挑戦する県庁－

御清聴ありがとうございました

★ 引き続き事業場内の確認とPCB廃棄物の期限内処分にご協力をお願いします！

